

鳥取県告示第 702 号

森林病虫害等防除法(昭和 25 年法律第 53 号)第 5 条第 2 項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡北栄町及び湯梨浜町の各一部(別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成 19 年 9 月 10 日から平成 20 年 3 月 15 日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却(炭化を含む。)を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを 6 ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15 ミリメートル)以下とすること。

(3) 3 の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、中部総合事務所農林局並びに関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)